## 東京都立羽村特別支援学校省工ネ委員会設置要綱

- 第1条 当委員会は、エネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出を削減することが都において全庁 的な課題であるとの認識の下に、以下の目的として設置する。
- (1)東京都羽村特別支援学校における省エネを進め、もって二酸化炭素の排出を削減すること。
- (2) 教職員の間に、省エネ及び二酸化炭素排出削減に関する理解と問題意識を高めること。

## 第2条 当委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1)委員長 校長の職にある者をもって充てる。
- (2) 副委員長 副校長の職にある者をもって充てる。
- (3) 事務局長 経営企画室長の職にある者をもって充てる。なお、当委員会の事務局は、経営企画室に置く。
- (4) 委員 上記の外、各分掌の主任にある者をもって充てる。
- (5) 推進委員 委員の外、委員の推薦に基づき、各分掌の職員のうちから適任者を持って充てる。

## 第3条 当委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1)委員長は、委員会を招集し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、これを代行する。
- (3) 事務局長は、委員会の事務を処理する。
- (4) 委員は、委員会の決定に従い、各校内分掌の活動を推進する責任者となる。
- (5) 推進委員は、委員会の決定に従い校内の活動を具体的に推進する。

## 第4条 当委員会は、次の活動を行う。

- (1)「都有施設省エネ・再エネ等導入指針」の【運用対策編】ワークブックに基づき行う組織的な省エネ活動の徹底。
- (2) 教職員の自主性・自発性に基づき行う省エネ活動の促進。
- 附則 この要綱は、平成25年6月15日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。